

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-18	1	資料2) 比較結果等を取りまとめた資料に、16条の適合性の説明をする上での23条の位置付けを整理し説明を追加すること。	R4.11.22	本日回答		技術基準規則第34条(計測装置)における使用済燃料ピット温度の表示等の追加要求を踏まえた設備について、設置許可基準規則第16条SFPにおいて説明するため、関連する第23条(計測制御系統施設)をSFPの関連条文として記載した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.取りまとめた資料-2	
221122-19	2	資料2 p16-14) 女川は非常用電源系と記載している。泊は付けていないが何故か?女川は系統名、泊は設備名で記載しているから、女川は系を付けているのでは?	R4.11.22	本日回答		・「系」を付けていなかった理由として、ご指摘の通り、女川は系統名、泊は設備名を記載しているという違いがあり、女川と差異があった。 ・本件については、他条文の資料の記載内容を確認したうえで、女川と同様「非常用所内電源系」と「系」を付けるように資料を修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-11,19,23,24 ・p.16条-別添2-1,10	
221122-20	3	P16-155) 泊の図において、非常用電源が分かる図にすること。(まとめ資料側も同様)	R4.11.22	本日回答		・ご指摘の通り、非常用所内電源系がわかるように図を修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添2-10	
221122-21	4	外部電源系の図に所内電源系統も加え、電源構成が分かるように説明を充実させること。	R4.11.22	本日回答		・別添資料2の「電源構成概略図」を外部電源とのつながり、所内電源系統の構成が分かるように修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添2-10	
221122-22	5	P16-22) 「二」の文章だが、主語が重複したような表現となっているので、記載を適正化すること。	R4.11.22	本日回答		女川に合わせ、主語が重複しないような表現に修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-18 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-23	
221122-23	6	P16-23 大飯、女川は放射線量と記載しているが、泊は線量当量率と記載している。基準では放射線量となっているので、記載内容について、検討すること。	R4.11.22	本日回答		当該箇所は大飯とあわせ「放射線量の異常を検知した時は中央制御室に警報を発信」という記載に修正した。 また、本文の内容を踏まえ「放射線量」「線量当量率」どちらが適切な表現であるかを全体確認し、本文へ反映した。	資料全般	
221122-24	7	P16-48など) 建屋について、建屋名称と当該建屋の範囲が分かるように図を工夫し、比較表の相違理由にもPWRとBWRの違いについて説明を追加すること。また、追記が必要な取扱設備が無いかの確認をし、必要なものは追加すること。	R4.11.22	本日回答		別添資料1の補足説明資料11として燃料取扱棟、周辺補機棟、原子炉建屋の位置を示した図を追加し、比較表に対しては建屋構造に関する説明を追記した。 また、図中に主要な設備は既に記載されており追加は不要と判断した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添1-75	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-25	8	条文間で建屋名称の呼称を統一すること。原子炉建屋と燃料取扱棟の区分等。	R4. 11. 22	本日回答		建屋名称については、別添資料1の補足説明資料11のとおりであり、呼称も他条文と齟齬が無いことを確認した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-34 ・ p. 16条-別添1-75 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-49, 50	
221122-26	9	P16-32) 換気空調は適切な設備名で記載するなど表現を適正化すること。	R4. 11. 22	本日回答		「換気空調設備」が適切な表現であるため修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-23 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-33	
221122-27	10	P16-15) 「等」の内容を相違理由欄に記載すること。	R4. 11. 22	本日回答		相違理由欄に以下の理由を記載した。 「等」は、「新燃料エレベータ」「ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置」「燃料取扱工具」である。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-15	
221122-28	11	P16-21, 22など) 耐震設計Sクラス, Sクラスなど, 耐震設計に係る記載について不整合が見受けられるので, 条文間でも齟齬が無いよう表現を統一すること。	R4. 11. 22	本日回答		「耐震Sクラス」と記載することで統一した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-17等 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-22等	
221122-29	12	P16-22) 「浄化をできる設計とする」は表現が不適切と思われるので修正すること。(例えば、「浄化ができる設計とする」であれば日本語として適切になる。)	R4. 11. 22	本日回答		女川に合わせて「浄化を行う設計とする」とした。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-18 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-23	
221122-30	13	P16-22) 女川が水位警報装置と記載している理由について相違理由列に記載を充実させ, 設計の差異があるのであれば女川との差異を明文化すること。(本文を見直すのであれば「(設備名)を設ける」というように, 分かりやすく記載したほうがよい)	R4. 11. 22	本日回答		女川の記載にあわせ「(設備名)を設け, 」という記載に修正した。(「使用済燃料ピット水位を設け, 」)	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-18	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-31	14	P16-23) 大飯ではエリアモニタ+排気筒モニタとしているのに対し、泊でエリアモニタのみとしている(設備としては排気筒モニタはある)が、泊の基準適合の整理の観点から排気筒モニタの可否について検討すること。	R4.11.22	本日回答		大飯についても基準適合に必要な設備はエリアモニタとしている。排気筒モニタの機能に大飯と泊の差異はないため、最新の審査実績である大飯の記載を踏襲し、当該箇所に「排気筒モニタ」を追記する。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-18	
221122-32	15	P16-26) 貯蔵設備と純水の説明をどこかに追加することを含め、文章に抜けが無いようにすること。	R4.11.22	本日回答		「資料反映箇所」に貯蔵設備が純水で満たされた場合においても臨界を防止する旨追記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-25 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-36	
221122-33	16	P16-27) 大飯と同様にホウ素濃度の数値の記載を行うこと。	R4.11.22	本日回答		ほう素濃度の数値の記載(MOX有/無)、および相違理由を追加した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-20, 24, 30 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-28, 35, 43	
221122-34	17	P16-27) 取容操作「等」の内容と、記載の可否を検討すること。	R4.11.22	本日回答		号機間移動、MOX新燃料受入、SFP内での燃料シャフリングを踏まえて「等」とした。また、簡潔な文章表現とするため「等」と記載することが適切と判断した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-21 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-28	
221122-35	18	P16-29) 下から2行目で「が」が2つ重なっているので修正すること。	R4.11.22	本日回答		重複した「が」は削除した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-22 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-30	
221122-36	19	P16-32) 泊の既許可記載「線量」に対し、女川では「放射線業務従事者の『被ばく』を合理的・・・」としており、記載適正化が可能であれば検討すること。	R4.11.22	本日回答		「被ばく」より定量的な表現である「線量」を記載した。また、16条第1項4号にも女川・泊でALARAの記載があるが、いずれも「・・・線量・・・低くする・・・」との記載であり、これに合わせる。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-23 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-33	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-37	20	全体) 記載の”再掲”を行うのであれば再掲であることが分かるように表現すること。また、再掲の仕方は条文間で統一を図ること。(グレーハッチングを付する方法を見直すこと。)	R4.11.22	本日回答		再掲部分については、記載方法を他条文とあわせた表現とした。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-22等	
221122-38	21	P16-33) 実効増倍率”が”は適正化すること。”を”に修正すること。	R4.11.22	本日回答		”が”は適正化し、”を”と記載した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-17 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-34	
221122-39	22	P16-34等) 3連比較表上のプラント名が消えているので修正すること。	R4.11.22	本日回答		3連比較表上のプラント名(ヘッダー部分)を表示した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-35, 36	
221122-40	23	16-35) 大阪ではラックの”セル”という記載になっているが、泊の記載の適切性も確認すること。	R4.11.22	本日回答		ラック全体を「ラック」、そのうち、燃料集合体1体分の収納スペースを「ラックのセル」と記載することとした。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-25 ・p.16条-別添1-5 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-36, 64	
221122-41	24	P16-35) 大阪と泊でラック材質(ホウ素添加ステンレスと単純なステンレス)に差異があるが、識別が緑のため、赤色(設計の相違)に修正すること。	R4.11.22	本日回答		色を赤に変更し、相違理由を追記した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-36	
221122-42	25	16条-別添1-6) 上図と写真の相関が不明確であり、(図と写真の向きも違う)、写真も小さく、周囲の建屋壁面とクレーンの位置関係も識別できないため、引いて(遠景の)写真を撮ったり文章を追加する等、記載を工夫すること。	R4.11.22	本日回答		図に写真の撮影方向を追記し、写真は大きく掲載した。また、現場の状況が分かりやすいよう画角を工夫し、写真中の文字は見やすく修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添1-6, 7 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-64, 65	
221122-43	26	P16-113) 女川はビットとクレーンの位置関係を補足するためにインターロックの説明を記載している。泊では同様の説明は不要だが、位置関係を明らかにした上でビットの上にクレーンが乗らないことを説明すること。	R4.11.22	本日回答		該当箇所に参考1を再掲し、使用済燃料ビット上を燃料取扱棟クレーンが走行しないことを示した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-117	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-44	27	P16-16) 2パラ目の「さらに、万一漏えいを生じた場合には…」の文章の位置を適正化すること。	R4. 11. 22	本日回答		監視する設備「等」と修正することにより、注水手段も含めた記載とした。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-13 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-16	
221122-45	28	P16-30) レールの基礎ボルト以外に、レール自体の耐震評価の可否について検討すること(女川はレールの応力評価も実施している)	R4. 11. 22	本日回答		走行レールについても地震に対する健全性を確認する旨追記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-22 ・ p. 16条-別添1-22等 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-31, 85	
221122-46	29	P16-51) 絵のバランスが悪いので修正すること。このままだと気中を動かさないと見えないように見えるため、水中を移動することがわかりやすい図にすること。	R4. 11. 22	本日回答		使用済燃料ピット〜キャスクピット間の部分を図で表現し、寸法のバランスを修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-35 ・ p. 16条-別添1-49 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-52, 123	
221122-47	30	P16-49) 燃料を起こしたり寝かせたりする様子が解像度が悪く見えづらいため、解像度を上げた図を載せること。 第4. 1. 3図も解像度を上げること。	R4. 11. 22	本日回答		解像度を上げた図を掲載した。 また、別添資料1 補足説明資料1 2として、燃料の取出し装荷のルートが分かる資料を追加した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-34, 35 ・ p. 16条-別添1-75 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-49, 50, 51	
221122-48	31	P16-15, 17) 先行のMOX燃料で許可を得ているプラント(玄海等)との記載の比較も行い、MOX固有の設備の書き方も注意して比較すること。	R4. 11. 22	本日回答		高浜3号炉(MOX導入済プラント)の記載を掲載し比較を行った。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-15, 17, 41	
221122-49	32	16条-別添1-67等) 評価II-①で位置で落とされたものもII-②で落下エネルギー評価をしている理由がわかりづらいため、全て調べているということであればそのように備考欄等を書くこと。	R4. 11. 22	本日回答		補足説明資料8の本文に離隔距離で検討不要とした設備も落下エネルギーによる検証を行っている旨追記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-別添1-69	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-50	33	P16-19) 相違理由で、「PWR燃料のチャンネルボックス」部分を”PWR →BWR”等修文すること。	R4. 11. 22	本日回答		相違理由の記載をPWR→BWRに修正した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-20	
221122-51	34	P16-20等) ワイヤ二重化や二重ワイヤ等用語を統一化した上で、全体の 記載を再度確認すること。	R4. 11. 22	本日回答		二重のワイヤに統一した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-16等 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-21等	
221122-52	35	P16-29など）「地震力」と「地震荷重」について用語の統一 を図ること。	R4. 11. 22	本日回答		以下のように統一した。 基準地震動による地震荷重→基準地震動による地震力 基準地震動Ss→基準地震動	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-15等 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-75等	
221122-53	36	P16-34) “できる設計とする”等に適正化すること。	R4. 11. 22	本日回答		「注水できる設計とする」に修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-24 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-36	
221122-54	37	P16-35) 大飯と同様に初装荷時の対応について記載の要否を検討する こと	R4. 11. 22	本日回答		今後、初装荷時のように使用済燃料ビット内において新燃料 を気中で取り扱うことは無いので、記載は不要と判断した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-36	
221122-55	38	P16-54) 「耐震確保」と「耐震性確保」、2種類の記載が見受けられ るので、用語を統一すること。	R4. 11. 22	本日回答		「耐震性確保」に統一した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-37 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-55	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-56	39	全体) 図・表番号がないものは記載すること	R4. 11. 22	本日回答		全体的に図表番号を記載した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・全体 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・全体	
221122-57	40	P16-43) e. 燃料取扱棟クレーンがビット上まで動かないことに対し、「ビット上への待機配置を”原則”行わない」との記載は妥当か、P16-111の別紙3の記載を含め検討すること。	R4. 11. 22	本日回答		燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ビット上を通過することはできないため、待機場所に関する記載は削除した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・p. 16条-別添1-44 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・p. 16-116	
221122-58	41	P16-124) 「水平方向の拘束点が多く、水平荷重が分散される構造であることから、地震時の軸方向の荷重影響を受けにくい」の記載を反映しない理由を差異の着色識別も行った上で、相違理由に示すこと。	R4. 11. 22	本日回答		影響を受けにくいことに関して女川と同等の内容を反映し、相違箇所を着色した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・p. 16条-別添1-53 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・p. 16-128	
221122-59	42	P16-125) 図2の名称は女川だから書けることである。それを含め泊の記載を適正化すること。 補足説明資料3は女川を丸写しするのではなく、泊での水平展開の対応要否を含めて、泊の設計の説明資料とすること。	R4. 11. 22	本日回答		図2. 2として泊3号の燃料取扱棟クレーンの軸受図を追加した。 泊の軸受構造を示した上で、水平展開が不要である旨記載した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・p. 16条-別添1-53 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・p. 16-128	
221122-60	43	P16-20) インターロックの説明を追加すること。	R4. 11. 22	本日回答		相違理由欄にインターロックに関する説明を追加した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・p. 16-21	
221122-61	44	P16-13) 中段の女川の「・・・できる設計とする」との記載を反映すること。	R4. 11. 22	本日回答		女川の記載を反映し「・・・できる設計とする」とした。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 6. 0)」 ・p. 16条-11 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 6. 0)」 ・p. 16-13	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-62	45	P16-70) 女川の資料にある断面の図を追加すること。記載を統一する なら正確に揃えに行くこと。	R4. 11. 22	本日回答		図面を追加し、落下高さに関する説明を記載した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-12 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-71	
221122-63	46	P16-78) ”吊荷が無い方が厳しい場合もある”とあるが結論を記載す ること（厳しい場合もあるから、なんなのか）	R4. 11. 22	本日回答		当該箇所については、女川と同等の記載が可能と判断し、反 映した。また、相違理由についても修正した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-81	
221122-64	47	P16-92) 女川のワイヤ二重化対策と同等の内容を泊にも追加すること。	R4. 11. 22	本日回答		泊の使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープの耐荷重を追 記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-26 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-94	
221122-65	48	P16-93) クレーンの速度制限が泊に記載が無いので、必要のない理由 を泊に記載すること。	R4. 11. 22	本日回答		先行PWR電力の内容を参考に速度制限に関して追記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-28 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-97	
221122-66	49	P16-92) 女川に記載があるが、泊では記載がない。参考1. 2に記載す ればここでの記載を不要とできる理由を整理し、必要に応じ て追記を検討すること	R4. 11. 22	本日回答		泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制 限を落下防止対策としているため、当該箇所での記載は不要 である旨、相違理由に追記した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-97	
221122-67	50	P16-115) 運転中にキャスクピットにキャスクを持ってくることもある はずなので、異物混入防止エリアの記載を充実、最適化する こと。使用済燃料ピット周辺の図なので、実運用に合わせた 記載にすること。	R4. 11. 22	本日回答		キャスク取扱中の異物管理区域の設定状況について図を追加 した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-45 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等 の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-119	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-68	51	16条-35) 第4.1.5図において、ビット入口配管の位置も具体的な数値で示すこと。	R4.11.22	本日回答		NWL～入口配管までの寸法(約5.81m)を追記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-36 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-53	
221122-69	52	16条-別添1-8) 左上のキャスクの図が、キャスクがどこにあるのかよくわからないので修正すること。また、ビット側とチャンネル側にゲートを付けることを記載すること。	R4.11.22	本日回答		ゲートを設置できる箇所に関して追記した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添1-8 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-66	
221122-70	53	16条-別添1-26) ラッチ・アンラッチは手動であることを追記すること。フックを掛ける位置も示すこと。	R4.11.22	本日回答		手動でラッチアンラッチ操作を行う旨追記した。 フックを掛ける位置を図中に示した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添1-27 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-96	
221122-71	54	16条-別添1-49,50) 説明がどこの長さを表しているのかを分かるように修正すること。	R4.11.22	本日回答		図中に詳細な寸法線を追加した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添1-51,52 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-126,127	
221122-72	55	16-72) 「今後の耐震安全評価を踏まえ必要に応じ落下防止措置を施す」との記載があるが、燃料取扱棟(屋根、梁、柱、壁等)の落下防止については、基準地震動が確定していないことを踏まえ、先行プラントの審査実績及び今後の建屋の耐震安全評価の状況等を踏まえた上で、土建耐震の審査官も交えた場で評価が適切であることを示すこと。	R4.11.22	本日回答		「A-使用済燃料ビット水中照明分電盤」は、基準地震動決定後に基準地震動を用いた耐震評価を行ってA-使用済燃料ビット水位(SA用)およびA-使用済燃料ビット温度(SA用)への影響を確認し、必要に応じ落下防止措置を施す。耐震評価結果は設計及び工事計画認可申請書にて示す。 「今後の耐震安全評価を踏まえ必要に応じ落下防止措置を施す」は、「今後基準地震動を用いた耐震評価を行い、必要に応じ落下防止措置を施す。」に修正した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添1-14 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-73	
221122-73	56	P16-76) 燃料取扱棟の建屋内装材について、落下を想定した上で落下エネルギーの評価で説明しているが、大飯では、外壁の部材等が使用済燃料ビットに落下することはないとしていること等を踏まえ、妥当性を説明すること。	R4.11.22	本日回答		当該箇所は、既に審査実績のある伊方発電所の記載を参考にしている。比較対象として伊方3号炉の記載を追記した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-78	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-74	57	比較表において女川にマスキング処理が施された箇所が見受けられるが、マスキングを外せない理由を提示すること。	R4. 11. 22	本日回答		マスキング部分は女川発電所の燃料メーカーの商業機密情報等を含んでいるため、当社が入手することはできない。		
221122-75	58	P16-40) 使用済み燃料ピット温度の記載について、女川は「異常な温度上昇時に警報を発信する」と記載しており、この記載の意味をよく考え、記載内容を見直すのであれば資料の内容への影響も考慮して対応すること。	R4. 11. 22	本日回答		女川の記載内容は「異常な温度上昇時に警報を発信する」といった、具体的な状態を示していると考え、泊も「異常を検知」という記載から具体的な状態を示すように記載を修正した。(当該箇所は女川同様「異常な温度上昇時に警報を発信する」という記載に修正した) 本修正を行っても、当該箇所以外の資料の内容に影響を及ぼす箇所はない。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-29	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。